



死亡牛を搬出する際にご確認ください (その牛、BSE検査を受けるのかな?)

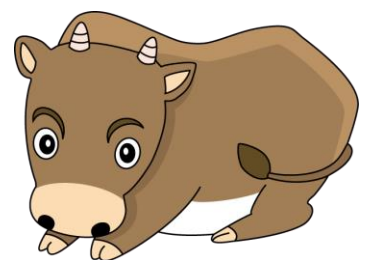
本年4月1日からBSE検査を受ける牛の月齢が変更になりました。これに伴い、家保への死亡牛の届出が必要な月齢も変更になっています。

通常の死亡牛は96か月齢以上がBSE検査対象になりますが

48か月齢以上96か月齢未満でもBSE 検査が必要な牛は以下のとおりです

- 1 生前に歩行困難、起立不能や神経症状を呈する疾病と診断されたもの
(関節炎や蹄病、骨折などが歩行起立困難の理由であるものを除く)
(例) 低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンー症候群、頸髄症、
変形性脊椎症、脳軟化症、脳神経麻痺、その他末梢神経麻痺など
- 2 家畜伝染病や届出伝染病にかかっている死亡牛
(例) “牛白血病”、牛ウイルス性下痢粘膜病、アカバネ病、気腫疽、破傷風
などの届出伝染病

近年、増加傾向にある「牛白血病」と診断された牛は、48ヶ月齢以上がBSE検査対象になりますので、ご注意ください。



不明な場合は、青森家畜保健衛生所に確認ください。

電話：017-764-1744

夜間・休日：090-2274-0474